内田　孚鶴　近藤吉五朗　杉原　孝一
旭日単光章を授ける（各通）（11月3日）
池田　道弘　沖村　好運　小林　久二
菅原　綱　成澤　誓雄　丸山士名男
溝田　義彦　脇田　洋司
瑞宝双光章を授ける（各通）
関口長四郎　西川　静　前地　昭吾
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上1月31日）
池尻　勝志
瑞宝小綬章を授ける
飯田　励　大高　章
（取手市公立学校長）　大室　秀明
岡村　正一　菊池　今夫　小室　長司
高野　勇夫　西　徹　野崎　重徳
阪東　仁　古田　克宏　保泉　唯明
瑞宝双光章を授ける（各通）
犬飼　勝　山西　清春
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上2月1日）
大平　卓功　須賀　良夫
瑞宝小綬章を授ける（各通）
厚木　榮吉　上田　博一　遠藤　邦彦
大谷　宏　尾関　幸弘　齋藤　實
杉本　秋彦　橘　俊二　戸出　茂夫
鳥谷　茂敏　中藤　武志　長澤　静夫
緑川　武夫　宮崎　徹　横山　順一
瑞宝双光章を授ける（各通）
大許　強　久下　昭夫　高橋　茂男
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上2月2日）
中村　政幸　松尾　時雄　岡崎　治義
瑞宝小綬章を授ける
（愛知県警視）
戸田　實　福田　幸男　大藪　正歳
瑞宝双光章を授ける（各通）（以上2月3日）
（国立大学法人職員）　松林　計志
瑞宝小綬章を授ける　福井　卓雄
瑞宝双光章を授ける（以上2月4日）
手塚　正之
瑞宝双光章を授ける（2月5日）
濱岡　盛三
瑞宝双光章を授ける（2月6日）
岡崎　哲男

皇室事項

行幸啓

天皇皇后両陛下は、3月5日午後3時十八分御出門、平成二十三年三月琉球芸能公演「組踊と創作舞踊―おきなわ芸能の今、そしてこれから Ⅲ―」第二部ユネスコ無形文化遺産記載記念　組踊「二童敵討」を御鑑賞のため、国立劇場（千代田区）へ行幸啓、同四時四十九分還幸啓になった。

官庁報告

官庁事項

会計検査院公示第1号

会計検査院法施行規則（昭和22年会計検査院規則第4号）第8条第1項の規定に基づき、院長が欠けたとき又は事故のあるときに、その職務を代わって行う検査官を定めたので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成23年2月25日

会計検査院長　重松　博之

検査官　山浦　久司

旅券法第十九条の二第一項の規定に基づく一般旅券の返納命令に関する通知

平成二十三年三月九日

外務大臣臨時代理
国務大臣　枝野　幸男

次に掲げる者は、旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第十九条第一項第二号に該当しますので、その所持する一般旅券を平成二十三年四月十二日までに外務大臣又は領事官に返納するよう命じます。

この処分に不服があるときは、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）の定めるところにより、この処分を知った日の翌日から起算して六十日以内に、外務大臣に対し異議申立てをすることができます。

また、処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）の定めるところにより、この処分を知った日の翌日から起算して六ヶ月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、提起することができます（なお、処分を知った日の翌日から起算して六ヶ月以内であっても、処分の日から一年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

一、氏　名　篠木　正1
　生年月日　昭和四十一年八月三十日
　旅券申請上　栃木県宇都宮市
　の住所
二、返納すべき旅券
　旅券番号　TG八四三四六八二
　発行年月日　二〇〇四年二月二五日
　（再発行年月日　二〇〇六年一月六日）
　旅券名義人　篠木　正1
三、返納すべき理由
　当該旅券名義人は、平成二十二年十月二十九日、新潟簡易裁判所から、覚せい剤取締法違反事件の被疑者として逮捕状が発付された旨、警察庁から外務大臣に通報されたことから、旅券の交付の後に、一般旅券の発給等の制限の対象となる旅券法第十三条第一項第二号に該当するに至ったものである。よって、本件は、一般旅券の返納を命ずることができる場合となる旅券法第十九条第一項第二号に該当する。

法　務

公証人任免

久保田明広は公証人に任命され、東京法務局所属元公証人本江威憙の後任を命ぜられた。

金田茂は公証人に任命され、東京法務局所属元公証人前田邦博の後任を命ぜられた。

庄地保は公証人に任命され、大阪法務局所属元公証人矢野収蔵の後任を命ぜられた。

鳥取地方法務局所属公証人朝倉通憲は願により公証人を免ぜられた。

川那部善夫は公証人に任命され、鳥取地方法務局所属公証人朝倉通憲の後任を命ぜられた。

篠崎和人は公証人に任命され、松山地方法務局所属元公証人高田謙の後任を命ぜられた。（以上3月1日）（法務省）

労　働

争議行為の通知の公表について

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の4第1項の規定に基づき、全国電力関連産業労働組合総連合から賃金引上げ等の要求に関して、平成23年3月11日以降、同組合の組合員が従事する別表に掲げる全職場（全国）において争議行為を行う旨の通知があったので、同条第4項の規定に基づき公表する。

平成23年3月9日

厚生労働大臣　細川　律夫

別表

北海道　北海道電力株式会社及び電源開発株式会社
青森県　東北電力株式会社、東京電力株式会社及び電源開発株式会社
岩手県　東北電力株式会社及び電源開発株式会社
宮城県　東北電力株式会社及び電源開発株式会社
秋田県　東北電力株式会社
山形県　東北電力株式会社
福島県　東北電力株式会社、東京電力株式会社及び電源開発株式会社
茨城県　東京電力株式会社及び日本原子力発電株式会社
栃木県　東京電力株式会社及び電源開発株式会社
群馬県　東京電力株式会社
埼玉県　東京電力株式会社及び電源開発株式会社
千葉県　東京電力株式会社
東京都　北海道電力株式会社、東北電力株式会社、東京電力株式会社、北陸電力株式会社、中部電力株式会社、関西電力株式会社、中国電力株式会社、四国電力株式会社、九州電力株式会社、沖縄電力株式会社及び電源開発株式会社、日本原子力発電株式会社
神奈川県　東京電力株式会社及び電源開発株式会社
新潟県　東北電力株式会社、東京電力株式会社及び電源開発株式会社
富山県　北陸電力株式会社及び関西電力株式会社
石川県　北陸電力株式会社
福井県　北陸電力株式会社、関西電力株式会社、日本原子力発電株式会社及び電源開発株式会社
山梨県　東京電力株式会社
長野県　東京電力株式会社及び関西電力株式会社
岐阜県　中部電力株式会社及び関西電力株式会社
静岡県　中部電力株式会社及び電源開発株式会社
愛知県　中部電力株式会社、関西電力株式会社及び電源開発株式会社
三重県　中部電力株式会社、関西電力株式会社及び電源開発株式会社
滋賀県　関西電力株式会社
京都府　関西電力株式会社